

合併処理浄化槽の設置費補助金のご案内

大切な水資源を守るため、合併処理浄化槽へ切り替えをお願いします

◆補助対象者

公共下水道事業計画の見直しにより下水道の整備対象外となった区域において、次のいずれかに該当する個人または法人

- ①使用中の汲み取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する方(転換)
- ②使用中の合併処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽に更新する方(更新)
- ③新築の住宅に合併処理浄化槽を新設する方(新設)

人槽	①転換の場合		②更新の場合		③新設の場合
	住宅	店舗・事業所等	住宅	店舗・事業所等	住宅
5人槽	906,000円	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円
6~7人槽	1,104,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
8人槽以上	1,548,000円	660,000円	660,000円	660,000円	660,000円

○宅内排水管工事費・撤去費の補助上限額

汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に限り、合併処理浄化槽の設置費の補助金に併せて、下記の補助金が上乘せされます。

項目	補助上限額
宅内排水管工事費	300,000円
汲み取り便槽の撤去費	90,000円
単独処理浄化槽の撤去費	120,000円

◆受付期間

令和8年4月1日から令和8年11月30日まで(土日祝日を除く)

※補助金の交付申請は、必ず着工前に手続きを行ってください。

補助金の予算には限度がありますので、予算額に達した場合は年度途中であっても申請を受け付けられないことがあります。その場合は、次年度以降に申請いただくことになります。

【問い合わせ・申し込み先】

弘前市大字賀田一丁目1-1 岩木庁舎2F
弘前市上下水道部総務課企画係
電話：55-9660 FAX：55-9680

対象区域及び補助内容の詳細につきましては、総務課企画係までお問い合わせください。

また、QRコードや市ホームページでもご確認できます。

